

議案第三十八号

昭和三十六年度分の軽自動車税の納期の特例に関する
条例について

昭和三十六年度分の軽自動車税の納期の特例に関する条例
を次の通り制定するものとする

昭和三十六年五月八日提出

三朝町長 坂出雅巳

昭和三十六年五月八日原案可決

三朝町議會議長加藤幸太郎



昭和三十六年度分の軽自動車税の納期の特例に関する条例

昭和三十六年度の軽自動車税に係る納期については所税条例（昭和三十三年条例第一一号）第八十三条第二項の規定にかかわらず六月十日から同月三十日までとする。ただし同条例第八十四条第一項の規定によつて課する軽自動車税の納期は徴税令書に定めるところによる

附 則

この条例は公布の日から施行し昭和三十六年四月一日より適用する